

所得税・市県民税の申告は

お早めに！

申告期間
(土・日除く)

2月16日(木)～3月15日(木)

申告納税相談日程(地区割)は、4～5ページに掲載しています

さらに便利で使いやすい！
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

イータックス 検索

www.e-tax.nta.go.jp

- ★「休日申告納税相談」を
2月26日(日)、3月4日(日)に開催します。
- ★住宅借入金等特別控除、譲渡所得、消費税、贈与税等の申告相談は、
新発田税務署へ(確定申告期間中の会場は新発田市カルチャーセンター)

所得税の確定申告が必要な場合

◎農業所得・営業所得・不動産所得などがある場合や、土地や建物を売却した場合
平成23年中の各種所得の合計額から扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から配当控除額などを差し引いて残額があるとき。

◎給与所得者の場合(次のいずれかにあてはまる人)
◆年間の給与収入額が2千万円を超える人
◆給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える人
◆2か所以上の会社などから給与をもらっている人

※なお、右記以外にも確定申告が必要な場合がありますので、詳しくは新発田税務署へおたずねください。

所得税還付申告

確定申告をしなくてよい場合でも、次の人は還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除などを受けること

とができる人
◆所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除や社会保険料控除などを受けることができる人
◆平成23年中の途中で退職した後、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人

医療費控除の計算は事前に済ませてください

医療費控除を申告する場合は、あらかじめ自分で領収書等を整理・計算し、医療費の明細書を入力しておいてください。
用紙は還付申告相談会の案内チラシ裏面をご利用ください。税務課窓口にもあります。

住宅借入金等特別控除の1年目の申告は税務署で

初めて住宅借入金等特別控除の申告をする場合は、自分で申告書に記載して郵送するか、新発田税務署で相談ください。
2年目以降は、市の申告納税相談でも受け付けます。

市・県民税の申告

市・県民税の申告が必要と思われる人には、前年の申告を参考に、市から申告書を送付します。申告書に必要な事項を記入し申告してください。
ただし、所得税の確定申告を

した人や、年末調整が済んでいる給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人などは申告の必要はありません。
なお、申告書が送付されなかった場合でも、給与所得や公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合などは、申告をしてください。

農業所得申告

◎農業所得は収支計算で
農業所得申告は、すべての人が「収支計算」での申告となります。各自で農業所得を計算し、収支内訳書を作成して申告してください。(収支内訳書が未記入の場合は、会場でお持ちいただくこととなります)

◎小作料収入の計算方法

農地を貸している場合は、農業所得ではなく「不動産所得」として申告してください。必要経費は、貸付地の固定資産税・土地改良費等になります。各自小作料収入について計算してください。

※土地改良費等、個人に関する資料については、市役所では分かりません。領収書等で確認してください。
※耕作地の固定資産税は、各自で確認・計算して申告してください。(固定資産税の納税通

その他の申告

知書と一緒に送付している「課税明細書」から計算できます)

譲渡所得の申告

平成23年中に土地・建物などを譲渡した所得のある人は、忘れずに申告してください。

個人事業者の消費税と地方消費税の確定申告

個人事業者の平成23年分の消費税および地方消費税の確定申告と納税は4月2日(月)までとなっています。

◎確定申告が必要な人
◆平成22年中(基準期間)の課税

売上高が1千万円を超える人
◆平成22年中の課税売上高が1千万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人
※詳しくは新発田税務署へお問い合わせください。



ココが変わる

★税制改正による申告のポイント★

【平成23年分の主な税制改正】

◎年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、住民税の申告は必要です。

◎電子証明書等特別控除

e-Taxで所得税の確定申告を初めて行くと、4,000円の税額控除が適用されます。(適用期限が2年延長)

◎認定NPO法人等に対する寄附金控除の創設

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額が2,000円を超える場合、寄附金控除(所得控除)との選択により、その超える金額の40%相当額を所得税から控除することができます(所得税額の25%相当額が限度)。

【以前に改正され、平成23年分から適用されるもの】

◎扶養控除等の改正

①年少扶養親族(扶養親族のうち、16歳未満の者)に対する扶養控除が廃止されました。扶養控除の対象となる控除対象親族は、16歳以上の扶養親族となります。

※年少扶養控除は廃止されますが、個人の市・県民税の非課税限度額の算定には扶養親族の人数が用いられるため、16歳未満の扶養親族を記載する必要があります。また、この記載がないと障害者控除や寡婦(夫)控除が正しく反映されなくなりま

すので、正確な記入をお願いします。
②16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分(25万円)が廃止され扶養控除の額が38万円となります。これに伴い、特定扶養親族(控除額63万円)の範囲は、19歳以上23歳未満の扶養親族となります。

③同居の扶養親族・控除対象配偶者が特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前40万円)に引き上げられました。

◆納税は安全便利な振替納税で！

振替納税(口座引き落とし)は、現金を持ち歩く必要がなく、安全で大変便利です。手続きは、銀行などの金融機関の窓口、税務署または市の申告納税相談会場で申し出てください。

◆還付金の受け取りは口座振込で！

還付申告をする人は、本人の預金口座への振り込みによる還付金の受け取りが便利です。手続きは、申告の際に銀行などの金融機関名および口座番号を申告書に記載するだけです。

◆申告書の作成は便利なホームページで

国税庁のホームページでは、パソコンで確定申告書・青色決算書・収支内訳書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。ここでは、入力画面のガイダンスに従って必要事項を入力し、印刷することで申告書等が簡単に作成できます。



国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

◆確定申告書は自分で書いてお早めに

所得税は、所得の状況が一番よく知っているみなさん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

税務署・市役所税務課・各支所にある「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしながら作成してください。

申告書は、郵便や信書便による郵送のほか、税務署の時間外收受箱へ投函し提出することもできます。

◆申告書の送付先

〒957-8666
(住所記載不要)
新発田税務署 行

申告納税相談日程表

申告納税相談会場：市役所（本庁）4階会議室
※会場は本庁のみとなります。ご理解とご協力をお願いします。

地区	受付日	対象自治会	
		午前（9時～11時）	午後（1時～4時）
【笹神地区】	2月16日（木）	貝喰、上一分、沢口、下一分、堤、小栗山、熊堂、下山屋	滝沢、村岡、長起、上蔵野、上高関、上西野、中ノ通、藤屋、山倉新田
	17日（金）	沖、上高田、榎船渡、榎、上飯塚、船居、沖ノ館	押切、金屋、五頭の里、次郎丸、真光寺、上坂町、羽黒、宮下、宮島
	20日（月）	畑江、勝屋、湯沢、折居、女堂	笹岡、山崎
	21日（火）	七浦、福井、大室、大日	村杉、今板、出湯
	22日（水）	発久、塚田、上山屋、蒔田、赤水、野村、須走、横山	飯山新、高田、山倉・上関口、しらとり、南沖山、泉、下福岡、本明、島田
【安田地区】	23日（木）	沢田、竜下、砂山、南郷、新保	庵地、庵地小路、福永、二本松、岩野、羽多屋
	24日（金）	小路、安田上町、安田中町、安田下町、宮町	籠田、中山、丸山、ツベタ、小松、草水
	26日（日）	休日申告納税相談日（市内全域、受付時間：午前9時～正午）	
	27日（月）	上学校町、東学校町、下学校町、原町、安田新栄町、渡場	嶋瀬、小浮本村、小浮新田、野田、千唐仁上・下
	28日（火）	片町、浦町、安田栄町、千刈町	赤坂、六野瀬南・北・東・一の下・二の上・二の下・三、興野、久保1・2・3
	29日（水）	本町、安田横町、門前、御城町、新町	安田寺社一・二・三・四・五、物見山町
【京ヶ瀬地区】	3月1日（木）	姥ヶ橋、曾郷、猫山	下里、嘉瀬島、粕島
	2日（金）	金淵、乙金淵、法柳新田、法柳、深堀	小島、川前、箸木免、七島
	4日（日）	休日申告納税相談日（市内全域、受付時間：午前9時～正午）	
	5日（月）	下黒瀬、上黒瀬、田山、城	月崎、前山、緑岡1・2・3、飯森杉団地
	6日（火）	窪川原、京ヶ島、京ヶ島第一	緑岡4・5・6、駒林1・2、美里団地、さくら団地
	7日（水）	小里、飯森杉、下ノ橋、関屋、小河原	駒林3・4・5・6、五郎巻

ご案内

- ◆ 2月26日（日）、3月4日（日）に「休日申告納税相談」を開催します。「休日申告納税相談」は、休日であれば都合のつかない人（市外に単身赴任している人、船員、勤務の交代制等で仕事をしている人など）を対象とします。当日は対応する職員が通常より少ないため、来場予定者数を1日100～120人として実施します。
- ◆ 駐車場が混雑しますので、相乗りや市営バス等の公共交通機関をご利用ください。
- ◆ 昨年からの国税とのデータ連携が開始されました。大切なデータを安全に保護・管理するため、相談会場は市役所（本庁）4階会議室の1か所のみとなります。水原地区以外の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
- ◆ 例年、午前中は相談会場が大変混雑します。午後2時以降の時間帯での来場をお勧めします。混雑した場合、受付を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 日程は、混雑防止のため日割り地区指定とします。都合のつかない場合は、3月15日までに都合の良い日においでください。
- ◆ 申告納税相談期間中の申告相談に関する問い合わせは、市役所（本庁）税務課に問い合わせください。

地区	受付日	対象自治会	
		午前（9時～11時）	午後（1時～4時）
【水原地区】	2月16日（木）	水原上町、水原中町、水原下町	諏訪町、新々町、水原新栄町
	17日（金）	南新町、水原横町、小川町、天朝通り、堰場	北新町、弥生町、下金田
	20日（月）	西外城、中外城、東外城、日の出町	学校町、桜木町、泉町、旭町
	21日（火）	中島1、中島2、中島3、中島4	中島5、中島6、天神堂、千原、沖通
	22日（水）	山本新、切梅新田、稲荷町	水原寺社、熊居新田、若葉町
	23日（木）	新座、西岡、上福岡、松井町1	分田1、分田2、松井町2
	24日（金）	分田3、分田学校町、水ヶ曾根	分田5、分田6、水原栄町
	26日（日）	休日申告納税相談日（市内全域、受付時間：午前9時～正午）	
	27日（月）	分田7、分田8、南町	緑町、砂押、上袖、下袖
	28日（火）	停1、停2、停3、上江端1	あがの、元町1、元町2、上江端2
	29日（水）	庚町、前山口、新橋、館の越	上山口、中山口、南山口、シンパシー
	3月1日（木）	下山口1、下山口2、下山口3	みそら野、杉並、消防通り、新光町
	2日（金）	白鳥通り、東雲町、東柳町、柳町	百津、新市野山、すみれ野、あさひ
	4日（日）	休日申告納税相談日（市内全域、受付時間：午前9時～正午）	
	5日（月）	みずほ、あやめ、上中野目、上中、町村	市野山、土橋、小境、福田、大野地、原
6日（火）	坂町、堀越外城、越御堂、里金田、里上	堀越上、堀越中、堀越下、境新田、荒屋	
7日（水）	里中、里下、中潟上、中潟中、中潟下	牧島、境新、七石、野地城、庄ヶ宮	
8日（木）	※3月8日（木）～15日（木）は、市内全域を対象とした予備日です。指定日に都合のつかない人は、この期間においでください。 ※この期間は、例年大変混雑します。できるだけ自治会の指定日をご利用ください。		
9日（金）			
12日（月）			
13日（火）			
14日（水）			
15日（木）	【予備日】		

問い合わせ

- 確定申告について
新発田税務署 ☎ 0254-22-3161（自動音声案内）
- 市・県民税について
■ 市役所（本庁）税務課 市民税係 ☎ 62-2510（内線664～666）
■ 安田支所 ☎ 68-3000 ■ 京ヶ瀬支所 ☎ 67-2111 ■ 笹神支所 ☎ 62-4141

申告に必要なもの

- 筆記用具、計算器具、印鑑
- 給与および年金の源泉徴収票（原本）
- 収入内訳書（記入してお持ちください）
- 社会保険料控除を受ける人は、国民健康保険税納付額証明書、国民年金控除証明書など
- 生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人は、控除証明書など
- 障害者控除を受ける人は、手帳・証明書など
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と明細書（保険からの補てん金があった場合は、金額のわかる書類）
- その他収入または控除に関する書類
- 本人名義の預貯金口座番号の分かるもの

